

保育の必要性と認定区分

	保育の必要性	認定区分
下記の保育を必要とする事由に <u>該当しない</u> 場合	なし	新1号
下記の保育を必要とする事由に <u>該当する</u> 場合	あり	新2号・3号

保育を必要とする事由		保育が必要なことを証明する書類 ※父母それぞれについて必要
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合 ・社員・パート・アルバイト等。 ・内定でも可。	○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 ※本社以外（支社や事業所）の代表者の押印による証明でも可。 ※育児休業明けの場合、復職（予定）日の前1か月に含まれる入園日から申込可。
	自営業や報酬を受けている場合 ・事業手伝いを含む。	○就労状況申立書【市様式】
	農業従事の場合 ・農業専従者を含む。	○就労状況申立書【市様式】 ○農地基本台帳記載証明書 ※市内に農地がある場合、農政課（市庁別館5階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
	内職の場合	○家内就労（内職）証明書【市様式】
出産	出産月を含む前3か月 ～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ（写し）※八戸市の手帳の場合、妊婦保健指導報告書のページ
疾病・障がい	疾病・けが等	○診断書【市様式】
	障がい	○次のいずれかの書類（写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
介護・看護 ※月64時間以上		○介護・看護申立書【市様式】 ○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し） ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等 ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	○申立書【市様式】 ○り災証明書
求職活動 ・起業準備	90日を経過する日が属する月の末日まで	不要 ※認定後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は1か月間のみ。	○在学（受講）証明書 ○時間割表・カリキュラム等（写し）